

令和7年9月19日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和7年10月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 不登校等のこどもの健康診断に関する調査

小中学校における不登校のこども（児童生徒）の急増に伴い、学校や医療機関で健康診断を受診していない者が相当数存在する可能性があることを踏まえ、学齢期のこどもに対する学校健康診断の実施状況等とそれらに係る課題を把握・整理し、健康診断を受けやすくする方策を検討

（連絡先）

＜不登校等のこどもの健康診断に関する調査＞
総務省行政評価局評価監視官（厚生労働等担当）
担 当：桑原
電 話：03-5253-5452（直通）

＜調査全般について＞
総務省行政評価局総務課
担 当：合田
電 話：03-5253-5407（直通）
お問合せフォーム：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 不登校等のこどもの健康診断に関する調査

○ 不登校等で学校に行けないこどもが健康診断を受けやすくするための方策を検討

- ▶ 小中学校における不登校のこども（児童生徒）※1の数は、11年連続で増加しており、平成26年度に12万2,897人であったものが、令和5年度には34万6,482人となっている。
- ▶ 学校保健安全法で、学校は毎年度健康診断を行うと規定されており、学齢期のこどもは在籍校で健康診断を受診することが基本。しかしながら、不登校の急増に伴い学校で健康診断を受けないこどもが増加していると考えられ、その中には医療機関での健康診断も含めて健康診断を受診していない者が相当数存在する可能性がある。
- ▶ 定期健康診断で検査する口腔疾患、骨格異常、生活習慣病等は早期発見・早期治療が肝要であり、学齢期の健康診断未受診のため、成長とともに重篤な状況となることがあると指摘されている。くわえて、不登校は、運動不足や生活習慣の乱れ等につながるおそれがある。また、学齢期の健康診断は児童虐待の発見の機会であることにも留意が必要である。

※1 長期欠席者のうち不登校を理由とする者

長期欠席者：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状態（病気又は経済的理由による場合を除く。）

主要調査事項

- 学齢期のこどもに対する学校健康診断の実施状況
- 不登校になっている学齢期のこどもの健康診断の受診状況及び健康の状態

※2 公立小中高等学校、教育支援センター、フリースクール・フリースペース等の民間施設等経由で、現に不登校又は不登校経験があるこども及び保護者へのアンケート調査を実施予定

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和7年10月～8年6月（予定）